

京都市野外活動施設京北山国の家の利用料金に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川 大作

京都市規則第75号

京都市野外活動施設京北山国の家の利用料金に関する規則の一部を改正する規則

京都市野外活動施設京北山国の家の利用料金に関する規則の一部を次のように改正する。

別表宿泊室兼研修室及びベッドルーム用の項中「20」を「30」に改め、同表会議室用の項中「60」を「190」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市野外活動施設京北山国の家の利用料金に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による付属設備の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)